

令和8年 第1回

かつらぎ町議会定例会（6月会議）

議 案

令和8年5月28日提出

令和8年第1回かつらぎ町議会定例会（6月会議）付議事件

報告第 2 号	かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定について	1
報告第 3 号	かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について	7
報告第 4 号	かつらぎ町国民健康保険税条例及びかつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について	11
報告第 5 号	損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて	13
報告第 6 号	損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて	15
議案第36号	かつらぎ町農業委員会委員の任命について	17
議案第37号	かつらぎ町農業委員会委員の任命について	18
議案第38号	かつらぎ町農業委員会委員の任命について	19
議案第39号	かつらぎ町農業委員会委員の任命について	20
議案第40号	かつらぎ町農業委員会委員の任命について	21
議案第41号	かつらぎ町農業委員会委員の任命について	22
議案第42号	かつらぎ町農業委員会委員の任命について	23
議案第43号	かつらぎ町農業委員会委員の任命について	24
議案第44号	かつらぎ町農業委員会委員の任命について	25
議案第45号	かつらぎ町農業委員会委員の任命について	26
議案第46号	かつらぎ町農業委員会委員の任命について	27
議案第47号	かつらぎ町農業委員会委員の任命について	28
議案第48号	かつらぎ町農業委員会委員の任命について	29
議案第49号	かつらぎ町監査委員条例等の一部を改正する条例制定について	30
議案第50号	かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定について	32
議案第51号	かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	38
議案第52号	かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	42
議案第53号	令和8年度かつらぎ町一般会計補正予算（第1号）	44
議案第54号	令和8年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	78
議案第55号	令和8年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	86
議案第56号	令和8年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	94
議案第57号	令和8年度かつらぎ町水道事業会計補正予算（第1号）	102
議案第58号	令和8年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算（第1号）	115

報告第 2 号

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第2項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年5月28日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

専 決 処 分 書

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第2項の規定により、専決処分に付する。

令和8年3月31日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例（別記）

かつらぎ町告示第 98 号

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

令和 8 年かつらぎ町条例第 12 号

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例

かつらぎ町税条例（昭和 37 年かつらぎ町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 19 条中「、第 81 条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 33 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 80 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 80 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 81 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 81 条第 2 項中「3 輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 81 条の 3 から第 81 条の 8 までを削る。

第 82 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 83 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 85 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 87 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別

割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第8項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第

17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とし、同条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかを別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令

和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のかつらぎ町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(かつらぎ町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 かつらぎ町税条例の一部を改正する条例(平成26年かつらぎ町条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第5項中「の種別割」を削る。

報告第 3 号

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第2項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年5月28日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

専 決 処 分 書

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第2項の規定により、専決処分に付する。

令和8年3月31日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例（別記）

かつらぎ町告示第 99 号

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

令和 8 年かつらぎ町条例第 13 号

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例

かつらぎ町都市計画税条例（平成 9 年かつらぎ町条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 14 項」を「附則第 15 条第 13 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 32 項」を「附則第 15 条第 31 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 36 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 41 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改める。

附則第 17 項中「第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」を「第 8 項、第 12 項から第 16 項まで、第 18 項、第 19 項、第 23 項、第 26 項、第 30 項から第 32 項まで、第 35 項、第 36 項、第 40 項若しくは第 43 項」に改め、同項を附則第 18 項とする。

附則第 16 項中「附則第 8 項及び第 10 項」を「附則第 9 項及び第 11 項」に、「附則第 8 項及び第 11 項」を「附則第 9 項及び第 12 項」に、「附則第 9 項、第 11 項及び第 12 項」を「附則第 10 項、第 12 項及び第 13 項」に、「附則第 11 項から第 13 項まで」を「附則第 12 項から第 14 項まで」に、「附則第 13 項」を「附則第 14 項」に、「附則第 14 項」を「附則第 15 項」に改め、同項を附則第 17 項とする。

附則第15項中「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項を附則第15項とし、附則第13項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とする。

附則第7項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかを別

附則第7項を附則第8項とし、附則第6項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

- 7 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後のかつらぎ町都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

報告第 4 号

かつらぎ町国民健康保険税条例及びかつらぎ町国民健康保険税条例の
一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町国民健康保険税条例及びかつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第2項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年5月28日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

専 決 処 分 書

かつらぎ町国民健康保険税条例及びかつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町国民健康保険税条例及びかつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第2項の規定により、専決処分に付する。

令和8年3月31日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

かつらぎ町国民健康保険税条例及びかつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（別記）

かつらぎ町告示第100号

かつらぎ町国民健康保険税条例及びかつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

令和8年かつらぎ町条例第14号

かつらぎ町国民健康保険税条例及びかつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(かつらぎ町国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 かつらぎ町国民健康保険税条例（平成9年かつらぎ町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「660,000円」を「670,000円」に改める。

第23条第1項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改める。

(かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年かつらぎ町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項の改正規定中「所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」を「所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「改める」を「改め、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改める」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後のかつらぎ町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第 5 号

損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて

事故に伴う損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年5月28日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

専 決 処 分 書

下記事故にかかる損害賠償の和解及び損害賠償額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、専決処分に付する。

令和8年4月2日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 和解及び損害賠償の相手方



2 和解の趣旨

町は、損害賠償金219,318円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年12月17日

(2) 事故発生場所

かつらぎ町大字志賀地内

(3) 事故の状況

令和7年12月17日午前10時40分頃、町道志賀新城線において、横断側溝上を自動車が通過する際、側溝の一部が破損していたことにより、側溝に設置されたグレーチングが跳ね上がり、車両の下部に接触し、車両を損傷させた。

報告第 6 号

損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて

事故に伴う損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年5月28日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

専 決 処 分 書

下記事故にかかる損害賠償の和解及び損害賠償額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、専決処分に付する。

令和8年4月3日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 和解及び損害賠償の相手方



2 和解の趣旨

町は、損害賠償金1,094,092円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年10月2日

(2) 事故発生場所

かつらぎ町大字笠田中地内（有限会社紀北保険センター駐車場）

(3) 事故の状況

令和7年10月2日午後2時45分頃、公用車を運転し、紀北保険センター駐車場へバックで駐車する際、後方にある手すりと衝突した。衝突時、手すりが相手方所有の建物に接触し、建物を一部損傷させた。

議案第 36 号

かつらぎ町農業委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年5月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所

[Redacted]

氏 名

あま の ひさし
天 野 久

生年月日

[Redacted]

提案理由

令和8年7月19日、現在の農業委員任期満了のため。

議案第 37 号

かつらぎ町農業委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年5月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所

[Redacted]

氏 名

おく の こう いち
奥 野 浩 一

生年月日

[Redacted]

提案理由

令和8年7月19日、現在の農業委員任期満了のため。

議案第 38 号

かつらぎ町農業委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年5月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所



氏 名

なか おか しん えつ
中 岡 新 悦

生年月日



提案理由

令和8年7月19日、現在の農業委員任期満了のため。

議案第 39 号

かつらぎ町農業委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年5月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所



氏 名

やま もと しげ お
山 本 重 郎

生年月日



提案理由

令和8年7月19日、現在の農業委員任期満了のため。

議案第 40 号

かつらぎ町農業委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年5月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所

[Redacted]

氏 名

ほり ひろ かず
堀 浩 一

生年月日

[Redacted]

提案理由

令和8年7月19日、現在の農業委員任期満了のため。

議案第 41 号

かつらぎ町農業委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年5月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

井 下 郁 英

生年月日

[REDACTED]

提案理由

令和8年7月19日、現在の農業委員任期満了のため。

議案第 42 号

かつらぎ町農業委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年5月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

つ の の
築 野 暢 良

生年月日

[REDACTED]

提案理由

令和8年7月19日、現在の農業委員任期満了のため。

議案第 43 号

かつらぎ町農業委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年5月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所



氏 名

にし やま けい しゅう
西 山 恵 修

生年月日



提案理由

令和8年7月19日、現在の農業委員任期満了のため。

議案第 44 号

かつらぎ町農業委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年5月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所



氏 名

やぶもと かつみ
藪 本 勝 三

生年月日



提案理由

令和8年7月19日、現在の農業委員任期満了のため。

議案第 45 号

かつらぎ町農業委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年5月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

みなみ まさ ふみ
南 雅 文

生年月日

[REDACTED]

提案理由

令和8年7月19日、現在の農業委員任期満了のため。

議案第 46 号

かつらぎ町農業委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年5月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所

[Redacted]

氏 名

しろむかいまさる
城 向 勝

生年月日

[Redacted]

提案理由

令和8年7月19日、現在の農業委員任期満了のため。

議案第 47 号

かつらぎ町農業委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年5月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

ちや はら ひろ かず
茶 原 広 和

生年月日

[REDACTED]

提案理由

令和8年7月19日、現在の農業委員任期満了のため。

議案第 48 号

かつらぎ町農業委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年5月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

にし まさ ひろ
西 正 広

生年月日

[REDACTED]

提案理由

令和8年7月19日、現在の農業委員任期満了のため。

議案第 49 号

かつらぎ町監査委員条例等の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町監査委員条例（昭和39年かつらぎ町条例第7号）等の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和8年5月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町監査委員条例等の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町監査委員条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 日

かつらぎ町長

令和 8 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町監査委員条例等の一部を改正する条例

(かつらぎ町監査委員条例の一部改正)

第 1 条 かつらぎ町監査委員条例（昭和 3 9 年かつらぎ町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

第 9 条中「(昭和 3 3 年条例第 2 号)」を「(昭和 3 3 年かつらぎ町条例第 2 号)」に改める。

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第 2 条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年かつらぎ町条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 2 4 3 条の 2」を「第 2 4 3 条の 2 の 9」に改める。

(かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 1 0 年かつらぎ町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日（令和 8 年 9 月 2 4 日）から施行する。

議案第 50 号

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町税条例（昭和37年かつらぎ町条例第2号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和8年5月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町税条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、改正いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月 日

かつらぎ町長

令和8年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例

かつらぎ町税条例（昭和37年かつらぎ町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢

16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては200,000円」を削り、「1,500,000円」を「1,800,000円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等

の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19

条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後のかつらぎ町税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前のかつらぎ町税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既

存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後のかつらぎ町税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「3号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

4 前条第2号に掲げる規定による改正後のかつらぎ町税条例附則第17条の2第4項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 前条第3号に掲げる規定による改正後のかつらぎ町税条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。
（固定資産税に関する経過措置）

第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後のかつらぎ町税条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 51 号

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年かつらぎ町条例第36号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和8年5月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月 日

かつらぎ町長

令和8年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年かつらぎ町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項中「保健師又は看護師」を「保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地方限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を

当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 52 号

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年かつらぎ町条例第24号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和8年5月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、
所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 日

かつらぎ町長

令和 8 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年かつらぎ町条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「3 1 5, 0 0 0 円」を「3 3 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のかつらぎ町消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 1 8 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じたかつらぎ町消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前のかつらぎ町消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 1 8 条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第 6 条の規定により支給されたもの（その額が 6 6 0, 0 0 0 円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第 1 8 条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

議案第 53 号

令和 8 年度かつらぎ町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度かつらぎ町一般会計補正予算（第 1 号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ 8, 849 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 11, 386, 151 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 5 月 28 日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

地域交流センター空調機器設置工事、職員の異動に伴う人件費の組替え、補助金の内示等に伴い予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第1号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		936,442	4,430	940,872
	1 国庫負担金	634,491	1,067	635,558
	2 国庫補助金	276,938	3,363	280,301
16 県支出金		653,700	1,576	655,276
	2 県補助金	228,909	△156	228,753
	3 県委託金	15,486	1,732	17,218
17 財産収入		77,210	11,871	89,081
	2 財産運用収入	26,163	11,871	38,034
19 繰入金		976,344	△32,600	943,744
	2 基金繰入金	976,153	△32,600	943,553
21 諸収入		137,148	2,174	139,322
	4 受託事業収入	437	759	1,196
	5 雑入	131,828	1,415	133,243
22 町債		1,032,000	3,700	1,035,700
	1 町債	1,032,000	3,700	1,035,700
	補正されなかつた款項にかかると分	7,582,156		7,582,156
歳入	合計	11,395,000	△8,849	11,386,151

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		100,712	117	100,829
	1 議会費	100,712	117	100,829
2 総務費		1,555,182	△70,614	1,484,568
	1 総務管理費	1,320,813	△52,411	1,268,402
	2 徴税費	138,702	△13,127	125,575
	3 戸籍住民基本台帳費	51,002	△5,076	45,926
3 民生費		3,340,495	684	3,341,179
	1 社会福祉費	2,156,141	654	2,156,795
	2 児童福祉費	1,173,424	30	1,173,454
4 衛生費		889,733	4,100	893,833
	1 保健衛生費	473,422	6,299	479,721
	2 清掃費	416,311	△2,199	414,112
6 農林水産業費		363,388	9,281	372,669
	1 農業費	281,962	10,071	292,033
	2 林業費	81,426	△790	80,636
7 商工費		141,975	13,514	155,489
	1 商工費	80,956	13,514	94,470

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		851,794	6,159	857,953
	1 土木管理費	39,751	86	39,837
	2 道路橋梁費	330,080	5,751	335,831
	4 都市計画費	368,010	322	368,332
9 消防費		540,095	△143	539,952
	1 消防費	540,095	△143	539,952
10 教育費		1,614,995	15,108	1,630,103
	1 教育総務費	377,080	330	377,410
	2 小学校費	246,146	35	246,181
	5 社会教育費	714,181	17,649	731,830
	6 保健体育費	80,670	△2,906	77,764
13 諸支出金		504,483	12,911	517,394
	1 基金費	504,483	12,911	517,394
14 予備費		30,323	34	30,357
	1 予備費	30,323	34	30,357
補正されなかつた款項にかかると分		1,461,825		1,461,825
歳	出 合 計	11,395,000	△8,849	11,386,151

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

1. 総括表

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	
			補正額	計
15 国庫支出金	936,442	4,430		940,872
16 県支出金	653,700	1,576		655,276
17 財産収入	77,210	11,871		89,081
19 繰入金	976,344	△32,600		943,744
21 諸収入	137,148	2,174		139,322
22 町債	1,032,000	3,700		1,035,700
補正されなかつた款項にかかる分	7,582,156			7,582,156
歳入合計	11,395,000	△8,849		11,386,151

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				財源		
				特 国庫支出金	定 地方債	源 その他
1 議会費	100,712	117	100,829			117
2 総務費	1,555,182	△70,614	1,484,568		2,000	△72,614
3 民生費	3,340,495	684	3,341,179	2,810		371
4 衛生費	889,733	4,100	893,833	1,620	1,700	△25
6 農林水産業費	363,388	9,281	372,669	142		759

7 商 工 費	141, 975	13, 514	155, 489				13, 514
8 土 木 費	851, 794	6, 159	857, 953	1, 732			4, 427
9 消 防 費	540, 095	△143	539, 952				△143
10 教 育 費	1, 614, 995	15, 108	1, 630, 103	△298		29	15, 377
13 諸支出金	504, 483	12, 911	517, 394			12, 911	
14 予 備 費	30, 323	34	30, 357				34
補正されなかつた款項にかかる分	1, 461, 825		1, 461, 825				
歳 出 合 計	11, 395, 000	△8, 849	11, 386, 151	6, 006	3, 700	14, 045	△32, 600

1. 歳入

町 税

補正第 1号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1		町 税	千円 2,015,520	千円	千円 2,015,520		千円	
	3	軽自動車税	81,181		81,181			
		1 種別割	79,966	△79,318	648			
						1 現年課税分	△79,318	現年課税分 0-79,318
		3 軽自動車税	8	79,318	79,326			
15		国庫支出金	936,442	4,430	940,872			
	1	国庫負担金	634,491	1,067	635,558			
		1 民生費国庫負担金	601,728	1,067	602,795			
						5 国民年金市町村交付金	1,067	5,476-4,409
2		国庫補助金	276,938	3,363	280,301			
		2 民生費国庫補助金	61,429	1,743	63,172			
						9 地域診療情報連携推進費補助金	1,138	1,138-0

国庫支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
						区分	金額		
			千円	千円	千円	10 障害者総合支援事業費補助金	千円 605	605-0	千円
		3 衛生費国庫補助金	46,076	1,620	47,696				
						2 水道未普及地域解消事業補助金	1,620	29,200-27,580	
16		県支出金	653,700	1,576	655,276				
	2	県補助金	228,909	△156	228,753				
		4 農林水産業費県補助金	73,714	142	73,856				
						9 中山間地域等直接支払推進事業交付金	142	925-783	
		8 教育費県補助金	34,546	△298	34,248				
						5 和歌山県文化財保護費補助金	△298	1,107-1,405	
3		県委託金	15,486	1,732	17,218				
		2 教育費県委託金	13,446	1,732	15,178				

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円	3 河川管理費委託金	1,732	窪谷川堤防草刈業務委託金 1,732-0
17		財産収入	77,210	11,871	89,081			
	2	財産運用収入	26,163	11,871	38,034			
		1 利子及び配当金	11,660	11,871	23,531	1 利子及び配当金	11,871	減債基金預金利子 財政調整基金預金利子 堀口晃教育振興基金預金利子 かつらぎ町地域食材供給施設整備基金預金利子 公立学校施設整備基金預金利子 ふるさとかつらぎ基金預金利子 定住促進住宅整備基金預金利子 文化財保護基金預金利子 庁舎建設基金預金利子 かつらぎ町公立学校図書館基金預金利子 災害対策基金預金利子 地域福祉基金預金利子 森林環境譲与税基金預金利子 青少年健全育成基金預金利子 ふるさと森づくり基金預金利子 北本宗春聴覚障害者福祉事業基金預金利子 かつらぎ西パーキングエリア上り線地域振興施設整備基金預金利子 国道480号沿地域振興交流施設整備基金預金利子 企業版ふるさと納税基金預金利子

繰入金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
19		繰入金	千円 976,344	千円 △32,600	千円 943,744		千円	
	2	基金繰入金	976,153	△32,600	943,553			
		1 基金繰入金	976,153	△32,600	943,553			
						1 財政調整基金繰入金	△32,600	530,400-563,000
21		諸収入	137,148	2,174	139,322			
	4	受託事業収入	437	759	1,196			
		1 農林水産業費受託金	437	759	1,196			
						1 農業者年金事務受託金	759	1,196-437
	5	雑入	131,828	1,415	133,243			
		1 雑入	131,828	1,415	133,243			
						1 雑入	1,415	会計年度任用職員雇用保険個人負担金 かつらぎ西PA地域振興施設指定管理納付金 国道480号沿地域振興交流施設指定管理納付金 △25 840 600
22		町債	1,032,000	3,700	1,035,700			

項 目	目 録	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1	町 債	千円 1,032,000	千円 3,700	千円 1,035,700		千円	
	1 総務債	29,100	2,000	31,100			
					1 総務債		緊急防災・減災事業 地域交流センター空調整備事業 2,000-0
	3 衛生債	65,800	1,700	67,500			
					1 衛生債	1,700	辺地対策事業 飲料水供給施設整備事業 30,800-28,100 過疎対策事業 飲料水供給施設整備事業 13,000-14,000
	歳入合計	11,395,000	△8,849	11,386,151			

2. 歳出

議会費

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	区		金額	金額	
1		議会費	千円 100,712	千円 117	千円 100,829				千円 117				千円
	1	議会費	100,712	117	100,829				117				
		1 議会費	100,712	117	100,829				117				
											2 給料	職員給	
											3 職員手当等	管理職手当 扶養手当 住居手当 通勤手当	△120 78 △324 △100
											4 共済費	職員共済組合負担金	
2		総務費	1,555,182	△70,614	1,484,568		2,000		△72,614				
	1	総務管理費	1,320,813	△52,411	1,268,402		2,000		△54,411				
		1 一般管理費	548,388	△66,354	482,034				△66,354				
											1 報酬	特別職報酬等審議会委員 会計年度任用職員	27 6,075
											2 給料	職員給	
											3 職員手当等	管理職手当 扶養手当 児童手当	△480 344 415

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明	
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源				
													千円
			千円	千円	千円							千円	住居手当 230 通勤手当 △2,136 超勤手当 465 期末勤勉手当 △13,166 会計年度任用職員期末勤勉手当 1,555
										4 共済費	△10,609	職員共済組合負担金 △12,224 会計年度任用職員共済組合負担金 573 会計年度任用職員法定福利費 1,042	
										8 旅費	433	会計年度任用職員費用弁償	
										18 負担金、補助及び交付金	△2,500	退職手当負担金	
		2 人事管理費	10,717	585	11,302				585				
										7 報償費	585	講師謝金	
		5 会計管理費	81,168	3,036	84,204				3,036				
										2 給料	218	職員給	
										3 職員手当等	2,129	児童手当 100 超勤手当 1,931 期末勤勉手当 98	
										4 共済費	689	職員共済組合負担金	

総務費

款	項	目	補正前額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	財源				
								その他	一般財源			
		12 地域交流センター管理費	千円 19,266	千円 2,096	千円 21,362	千円 2,000	千円	千円 96		千円		
		14 支所費	48,563	8,226	56,789			8,226	14 工事請負費	2,096	天野地域交流センター空調機設置工事	
									2 給料	4,113	職員給	
									3 職員手当等	2,265	通勤手当 期末勤勉手当 594 1,671	
2		徴税費	138,702	△13,127	125,575			△13,127	4 共済費	1,848	職員共済組合負担金	
		1 税務賦課徴収費	138,702	△13,127	125,575			△13,127				
									2 給料	△6,845	職員給	
									3 職員手当等	△2,797	扶養手当 児童手当 通勤手当 特勤手当 超勤手当 期末勤勉手当 △200 △260 △100 △26 389 △2,600	

款	項	目	補正前額 千円	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額 千円	説明
						国県支出金	地方債	財源				
								一般財源	その他			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	4 共済費	△2,000	職員共済組合負担金	
									12 委託料	△1,485	総合行政システム改修業務委託料	
3		戸籍住民基本台帳費	51,002	△5,076	45,926			△5,076				
		1 戸籍住民基本台帳費	51,002	△5,076	45,926			△5,076				
									2 給料	△3,419	職員給	
									3 職員手当等	△757	住居手当 期末勤勉手当	
									4 共済費	△900	職員共済組合負担金	
3		民生費	3,340,495	684	3,341,179	2,810		△2,497				
	1	社会福祉費	2,156,141	654	2,156,795	2,338		△2,055				
		1 社会福祉総務費	849,673	△2,619	847,054		371	△2,990				
									2 給料	△1,181	職員給	
									3 職員手当等	△175	児童手当 住居手当 通勤手当	
											120 63 305	

民生費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円			千円	超勤手当 期末勤勉手当
									4	共済費	△900	職員共済組合負担金
									27	繰入金	△363	国民健康保険事業特別会計繰出金（職員給与等） 介護保険事業特別会計繰出金（職員給与等） △685
		8 後期高齢者医療事業費	410,820	△555	410,265			△555				
		9 重度心身障害児者医療費	33,762	473	34,235	237		236	27	繰入金	△555	後期高齢者医療事業特別会計繰出金（職員給与等）
		12 総合支援費	575,917	2,068	577,985	1,034		1,034	12	委託料	473	総合行政システム改修業務委託料
		15 国民年金事務費	13,760	1,287	15,047	1,067		220	12	委託料	2,068	総合行政システム改修業務委託料

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源			
			千円	千円	千円					2 給	千円 △88	職員給
										3 職員手当等	308	扶養手当 児童手当 超勤手当 期末勤勉手当
										12 委託料	1,067	総合行政システム改修業務委託料
2		児童福祉費	1,173,424	30	1,173,454		472		△442			
		1 児童福祉総務費	140,335	△916	139,419				△916			
										2 給	△1,060	職員給
										3 職員手当等	138	管理職手当 児童手当 通勤手当 期末勤勉手当
										4 共済費	6	職員共済組合負担金
		4 子ども医療費	59,656	473	60,129		236		237			
										12 委託料	473	総合行政システム改修業務委託料

民生費

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源				区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他の	一般財源			
		5 ひとり親家庭医療費	千円 14,956	千円 473	千円 15,429	千円 236	千円	千円 237		千円		
									12 委託料	473	総合行政システム改修業務委託料	
4		衛生費	889,733	4,100	893,833	1,620	1,700	△25				
1		保健衛生費	473,422	6,299	479,721	1,620	1,700					
		1 保健衛生総務費	113,841	2,829	116,670							
									2 給料	305	職員給	
									3 職員手当等	1,978	扶養手当 住居手当 通勤手当 超勤手当	
									4 共济費	546	職員共济組合負担金	
		3 環境衛生費	134,191	3,470	137,661	1,620	1,700	150				
									14 工事請負費	3,500	下志賀地区飲料水供給施設整備工事	
									27 繰出金	△30	水道事業会計繰出金	
2		清掃費	416,311	△2,199	414,112			△25				

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明	
						特別支出金	地方債	財源				金額
								国庫	その他			
		1 清掃総務費	千円 241,979	千円 △2,199	千円 239,780	千円	千円 △25	千円 △2,174			千円	
									1 報	酬	△3,060	会計年度任用職員
									2 給	料	1,113	職員給
									3 職員手当等		△230	扶養手当 児童手当 通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当 地域手当 会計年度任用職員期末勤勉手当
									4 共	済	113	職員共済組合負担金 会計年度任用職員共済組合負担金 会計年度任用職員公務災害負担金 会計年度任用職員法定福利費
									8 旅	費	△135	会計年度任用職員費用弁償
6		農林水産業費	363,388	9,281	372,669	142	759	8,380				
	1	農業費	281,962	10,071	292,033	142	759	9,170				
		1 農業委員会費	27,540	7,207	34,747		663	6,544				

農林水産業費

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金 額	明 細				
						千円	千円	千円	千円				千円			
														特定財源		一般財源
														国県支出金	地方債	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	2 給	3,165	職員給	千円				
									3 職員手当等	2,774	通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当	48 1,504 1,222				
									4 共済費	1,268	職員共済組合負担金					
		2 農業総務費	41,295	2,665	43,960			2,665								
									2 給	△359	職員給					
									3 職員手当等	2,865	児童手当 通勤手当 超勤手当	180 169 2,516				
		6 農業者年金費	497		497			△96	4 共済費	159	職員共済組合負担金					
		8 中山間地域等直接支払推進事業費	40,073	165	40,238		142	23								
									12 委託料	165	中山間地域等撮影業務委託料					
		14 農地総務費	33,342	34	33,376			34								

土木費

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
						特別支出金	地方債	財源				
								国県支	その他			
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円				
8		土木費	851,794	6,159	857,953	1,732		4,427				千円
1		土木管理費	39,751	86	39,837			86				
		1 土木総務費	39,751	86	39,837			86				
									2 給料	55	職員給	
									3 職員手当等	6	期末勤勉手当	
									4 共済費	25	職員共済組合負担金	
2		道路橋梁費	330,080	5,751	335,831			5,751				
		1 道路橋梁総務費	17,938	5,751	23,689			5,751				
									2 給料	3,403	職員給	
									3 職員手当等	1,276	期末勤勉手当	
									4 共済費	1,072	職員共済組合負担金	
4		都市計画費	368,010	322	368,332	1,732		△1,410				
		1 都市計画総務費	224,042	2,210	226,252			2,210				
									4 共済費	23	職員共済組合負担金	

土木費

補正第 1号

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明		
						特別支出金	地方債	その他の財源	一般財源			区分	金額
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	27	繰出金	下水道事業会計繰出金	千円 2,187	
		2 公園費	21,115	△3,621	17,494			△3,621					
									2	給料	職員給	△1,934	
									3	職員手当等	扶養手当 児童手当 通勤手当 期末勤勉手当	△1,487 △250 △300 63 △1,000	
									4	共済費	職員共済組合負担金	△200	
		4 かつらぎ西部公園管理費	42,418	1,733	44,151	1,732			1				
									12	委託料	草刈業務委託料	1,733	
9		消 防 費	540,095	△143	539,952			△143					
	1	消 防 費	540,095	△143	539,952			△143					
		2 非常備消防費	131,412	△143	131,269			△143					
									2	給料	職員給	164	
									3	職員手当等	管理職手当	△331	
												△240	

消 防 費

款	項	目	補正前額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節 区 分	金 額 千円	説 明
						国県支出金	地方債	財 源				
								特 定	一 般 財 源			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円				通勤手当 期末勤勉手当 千円 △100 9
10		教 育 費	1,614,995	15,108	1,630,103	△298		29	15,377			職員共済組合負担金
	1	教育総務費	377,080	330	377,410			29	301			
		2 事務局費	114,769	236	115,005				236			
										2 給 料	378	職員給
										3 職員手当等	△1,000	扶養手当 児童手当 期末勤勉手当
										4 共 済 費	406	職員共済組合負担金
										18 負担金、補助及び交付金	452	退職手当負担金
		3 教育諸費	77,767	94	77,861			29	65			
										8 旅 費	94	会計年度任用職員費用弁償
	2	小学校費	246,146	35	246,181				35			

教育費

補正第 1号

款	項	目	補正前額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						国県支出金	特定財源	一般財源				
								地方債	その他			
		1 小学校総務費	千円 42,903	千円 35	千円 42,938	千円	千円	千円 35		千円		
									8 旅費	35	会計年度任用職員費用弁償	
5		社会教育費	714,181	17,649	731,830	△298		17,947				
		1 社会教育総務費	79,871	18,643	98,514			18,643				
									2 給料	9,400	職員給	
									3 職員手当等	5,243	扶養手当 児童手当 通勤手当 期末勤勉手当	
									4 共济費	4,000	職員共済組合負担金	
		6 文化財保護費	6,082	△1,494	4,588	△298		△1,196				
									14 工事請負費	△1,494	県史跡三谷坂保存修理工事	
		9 図書館費	14,856	500	15,356			500				
									1 報酬	500	会計年度任用職員	
6		保健体育費	80,670	△2,906	77,764			△2,906				

教育費

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源	区分	金額	
		3 体育施設管理費	千円 76,961	千円 △2,906	千円 74,055	千円	千円	千円	千円		千円	
										2 給料	△2,253	職員給
										3 職員手当等	△721	通勤手当 期末勤勉手当
										4 共済費	68	職員共済組合負担金
13		諸支出金	504,483	12,911	517,394			12,911				
1		基金費	504,483	12,911	517,394			12,911				
		1 減債基金費	316	316	632			316				
										24 積立金	316	減債基金積立金
		2 財政調整基金費	55,348	5,019	60,367			5,019				
										24 積立金	5,019	財政調整基金積立金
		3 庁舎建設基金費	1,707	1,707	3,414			1,707				
										24 積立金	1,707	庁舎建設基金積立金

款	項	目	補正の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明		
						特別支出金	地方債	財源				区分	金額
								国県支	その他				
		4 ふるさとかつらぎ基金費	千円 420,326	千円 2,714	千円 423,040	千円	千円 2,714	千円		千円			
		5 企業版ふるさと納税基金費	4,422	139	4,561		139		24 積立金	2,714	ふるさとかつらぎ基金積立金		
		6 ふるさとの森づくり基金費	20	49	69		49		24 積立金	139	企業版ふるさと納税基金積立金		
		7 災害対策基金費	320	319	639		319		24 積立金	49	ふるさとの森づくり基金積立金		
		8 かつらぎ町地域食材供給施設整備基金費	1,809	50	1,859		50		24 積立金	319	災害対策基金積立金		

諸支出金

款項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
					国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源	区分	金額	
		千円	千円	千円					24積立金	千円50	かつらぎ町地域食材供給施設整備基金積立金
9	かつらぎ西パーキングエリア上り線地域振興施設整備基金費	1,569	891	2,460			891				
									24積立金	891	かつらぎ西パーキングエリア上り線地域振興施設整備基金積立金
10	国道480号沿地域振興交流施設整備基金積立金	4,211	629	4,840			629				
									24積立金	629	国道480号沿地域振興交流施設整備基金積立金
11	森林環境譲与税基金費	4,711	47	4,758			47				
									24積立金	47	森林環境譲与税基金積立金

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明			
						国県支出金	地方債	特定財源					一般財源		
								千円	千円					千円	千円
		12 定住促進住宅整備基金費	千円 7,822	千円 336	千円 8,158	千円	千円 336	千円		千円					
		13 公立学校施設整備基金費	1,866	606	2,472		606		24 積立金	336	定住促進住宅整備基金積立金				
		14 かつらぎ町公立学校図書館基金費	10	24	34			24	24 積立金	606	公立学校施設整備基金積立金				
		15 文化財保護基金費	19	47	66			47	24 積立金	24	かつらぎ町公立学校図書館基金積立金				
		16 かつらぎ町青少年健全育成基金費	7	18	25			18	24 積立金	47	文化財保護基金積立金				
									24 積立金	18	かつらぎ町青少年健全育成基金積立金				

予備費

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
						千円	千円	千円	千円			
						国県支出金	地方債	その他の				
						千円	千円	千円				
14		予備費	千円 30,323	千円 34	千円 30,357				千円 34			千円
	1	予備費	30,323	34	30,357				34			
		1 予備費	30,323	34	30,357				34			
		歳出合計	11,395,000	△8,849	11,386,151	6,006	3,700	14,045	△32,600			

第 2 表 地方債補正

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還方法	限度額	起債の方法	利 率	償還方法
飲料水供給 施設整備事 業(辺地对 策事業)	千円 28,100	普通貸借又 は証券発行	6.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	政府資金銀 行その他よ り融通を受 ける場合は 、融通先 の融通条件 による。た だし、町財 政の都合に よ、据置 期間及び償 還期限を短 縮し、若し くは、低利 に借り換え ることができる。	千円 30,800	普通貸借又 は証券発行	6.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	政府資金銀 行その他よ り融通を受 ける場合は 、融通先 の融通条件 による。た だし、町財 政の都合に よ、据置 期間及び償 還期限を短 縮し、若し くは、低利 に借り換え ることができる。
飲料水供給 施設整備事 業(過疎対 策事業)	14,000	〃	〃	〃	13,000	〃	〃	〃
地域交流セ ンター空調 整備事業					2,000	〃	〃	〃

給 与 費 明 細 書

2. 一 般 職 (一 般)

(1) 総 括

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	住居手当	通勤手当	特別勤務手当		
補正後	人 288	千円 193,847	千円 741,862	千円 537,832	千円 1,473,541	千円 320,355	千円 1,793,896		
補正前	297	190,332	775,282	536,798	1,502,412	322,150	1,824,562		
比較	△ 9	3,515	△ 33,420	1,034	△ 28,871	△ 1,795	△ 30,666		
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特別勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後		20,307	377,020	26,546	7,232	501	76,499	141	11,520
補正前		20,340	385,165	27,021	6,696	527	66,898		12,120
比較		△ 33	△ 8,145	△ 475	536	△ 26	9,601	141	△ 600
区分		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後		12,805	1,851	2,410	1,000				537,832
補正前		12,770	1,851	2,410	1,000				536,798
比較		35							1,034

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳	備 考
給料	△ 33,420		人事異動等に伴う職員給料減	
職員手当	272		人事異動等に伴う職員手当増	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員 1 人当たり給与費の状況

区分	1 人当たり給与費 (千円)
補正後	6,513
補正前	6,317

(一般)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給			与			共済費	合計	備		考
		報酬	給料	職員手当	計	住居手当	通勤手当			地域手当	管理職手当	
補正後	人 185	千円 741,862	千円 463,095	千円 1,204,957	千円 272,274	千円 1,477,231						
補正前	196		775,282	462,823	274,828	1,512,933						
比較	△ 11		△ 33,420	272	△ 2,554	△ 35,702						
職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	超勤手当	特殊勤務手当					
		千円	千円	千円	千円	千円	千円					
	補正後	20,307	307,909	20,920	7,232	76,499	501					
	補正前	20,340	316,389	21,822	6,696	66,898	527					
比較	△ 33	△ 8,480	△ 902	536	△ 26	9,601	△ 600					
区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当								計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円					
補正後	12,805	1,851	2,410	1,000	1,000	463,095						
補正前	12,770	1,851	2,410	1,000	1,000	462,823						
比較	35											272

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳	備	考
給料	△ 33,420	人事異動等に伴う職員給料減		
職員手当	272	人事異動等に伴う職員手当増		

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	6,513
補正前	6,317

(一般)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給			与			共済費	合計	備	考
		報酬	給料	職員手当	費	計					
補正後	103	193,847	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補正前	101	190,332			73,975	264,307	47,322	311,629			
比較	2	3,515			762	4,277	759	5,036			
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特別勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当		
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補正前			69,111	5,626							
比較			68,776	5,199							
職員手当			335	427							
の内		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当						計
区		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補正後											74,737
補正前											73,975
比較											762

議案第 54 号

令和8年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,381千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,380,195千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年5月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

職員の異動に伴う人件費の組替え等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第1号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 財産収入		415	1,059	1,474
	1 財産収入	415	1,059	1,474
5 繰入金		200,563	322	200,885
	1 他会計繰入金	170,563	322	170,885
補正されなかった款項にかかると分		2,177,836		2,177,836
歳入	合計	2,378,814	1,381	2,380,195

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		34,942	322	35,264
	1 総務管理費	32,905	322	33,227
6 諸支出金		4,906	1,059	5,965
	5 基金費	1,415	1,059	2,474
補正されなかった款項にかかると分		2,338,966		2,338,966
歳出	合計	2,378,814	1,381	2,380,195

歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）

1. 総括表

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
4 財産収入	415	1,059	1,474
5 繰入金	200,563	322	200,885
補正されなかった款項にかかる分	2,177,836		2,177,836
歳入合計	2,378,814	1,381	2,380,195

（歳出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
1 総務費	34,942	322	35,264			
6 諸支出金	4,906	1,059	5,965		1,059	
補正されなかった款項にかかる分	2,338,966		2,338,966			
歳出合計	2,378,814	1,381	2,380,195		1,059	322

1. 歳入

財産収入

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
4		財産収入	千円 415	千円 1,059	千円 1,474		千円	
	1	財産収入	415	1,059	1,474			
		1 利子及びひ配当金	415	1,059	1,474			
						1 利子及びひ配当金	1,059	国民健康保険事業基金積立金利子
5		繰入金	200,563	322	200,885			
	1	他会計繰入金	170,563	322	170,885			
		1 一般会計繰入金	170,563	322	170,885			
						2 職員給与費等繰入金	322	33,721-33,399
		歳入合計	2,378,814	1,381	2,380,195			

2. 歳出

総務費

補正第1号

款	項	目	補正前額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				一般財源 千円	節		説明
						国県支出金 千円	特定財源 千円	地方債 千円	その他の 千円		区分	金額 千円	
1		総務費	34,942	322	35,264					322			
	1	総務管理費	32,905	322	33,227					322			
		1 一般管理費	27,031	322	27,353					322			
											2 給料	47	職員給
											3 職員手当等	255	超勤手当 期末勤勉手当
											4 共済費	17	職員共済組合負担金
6		諸支出金	4,906	1,059	5,965				1,059		18 負担金、補助及び交付金	3	退職手当負担金
	5	基金費	1,415	1,059	2,474				1,059				
		1 国民健康保険事業基金費	1,415	1,059	2,474				1,059				
											24 積立金	1,059	かつらぎ町国民健康保険事業基金積立金
		歳出合計	2,378,814	1,381	2,380,195				1,059	322			

給 与 費 明 細 書

(国民健康保険事業)

2. 一 般 職 員 (1) 総 括

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	共済費	住居手当	超勤手当		
補正後	4	千円 2,621	千円 10,434	千円 6,779	千円 4,295	千円 19,834	千円 24,129		
補正前	4	2,621	10,387	6,524	4,278	19,532	23,810		
比較			47	255	17	302	319		
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特別勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
補正後		千円 312	千円 5,328	千円 154	千円 154	千円 27	千円 658	千円 419	千円
補正前		312	5,312	154		27	419		
比較			16				239		
区分		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計
補正後		千円 300	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正前		300							6,779
比較									6,524
									255

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	内 訳	備 考
給料	47		人事異動等に伴う職員給料増	
職員手当	255		人事異動等に伴う職員手当増	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	5,398
補正前	5,298

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	超 勤 手 当		地 域 手 当	管 理 職 手 当
補正後	人 3	千円 10,434	千円 10,434	千円 5,761	千円 16,195	千円 3,598	千円 19,793			
補正前	3		10,387	5,506	15,893	3,581	19,474			
比較			47	255	302	17	319			
職 員 手 当	区 分	扶 養 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	超 勤 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	
の 内 訳	補 正 後	千円 312	千円 4,312	千円 152	千円 152	千円 27	千円 658	千円 419	千円 239	千円
	補 正 前	312	4,296	152		27	419			
	比 較		16				239			
	区 分	児 童 手 当	日 直 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当					計
	補 正 後	千円 300	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補 正 前	300								5,761
	比 較									5,506
										255

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料	47	人事異動等に伴う職員給料増	
職員手当	255	人事異動等に伴う職員手当増	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	5,398
補正前	5,298

(国民健康保険事業)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給			与			共済費	合 計	備 考	
		報酬	給料	職員手当	計	住居手当	通勤手当			特別勤務手当	超勤手当
補正後	人 1	千円 2,621	千円	千円 1,018	千円 3,639	千円 697	千円 4,336				
補正前	1	2,621		1,018	3,639	697	4,336				
比較											
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特別勤務手当	超勤手当			地域手当	管理職手当
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円			千円	千円
補正前			1,016	2							
比較			1,016	2							
区分		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当						計
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円				千円
補正前											1,018
比較											1,018

議案第 55 号

令和8年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ555千円を減額し、歳入歳出それぞれ689,282千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年5月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

職員の異動に伴う人件費の組替えを予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第1号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		406,670	△555	406,115
	1 一般会計繰入金	406,670	△555	406,115
	補正されなかつた款項にかかると分	283,167		283,167
	歳入合計	689,837	△555	689,282

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		12,184	△555	11,629
	1 総務管理費	10,836	△555	10,281
	補正されなかつた款項にかかると分	677,653		677,653
	歳出合計	689,837	△555	689,282

歳入歳出補正予算事項別明細書（第 1 号）

1. 総括表

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	406,670	△555	406,115
補正されなかった款項にかかる分	283,167		283,167
歳入合計	689,837	△555	689,282

（歳出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				財源		
				特定	その他	一般財源
1 総務費	12,184	△555	11,629	国県支出金	地方債	その他
補正されなかった款項にかかる分	677,653		677,653			
歳出合計	689,837	△555	689,282			△555

1. 歳入

繰入金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
3		繰入金	千円 406,670	千円 △555	千円 406,115		千円	
	1	一般会計繰入金	406,670	△555	406,115			
		1 一般会計繰入金	406,670	△555	406,115	3 職員給与費等繰入金		△555 12, 103-12, 658
		歳入合計	689,837	△555	689,282			

給 与 費 明 細 書

(後期高齢者医療事業)

2. 一 般 職 (1) 総 括

区分	職員数	給 与			共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当			
補正後	1	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前			3,251	1,990	1,146	6,387	
比較							
	1		3,802	1,894	1,246	6,942	
			△ 551	96	△ 100	△ 555	
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	地域手当
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正前			1,441	124			
比較			1,541	124			
			△ 100				
区分		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当		計
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正前							1,990
比較							1,894
							96

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	内 訳	備 考
給料	△ 551		人事異動等に伴う職員給料減	
職員手当	96		人事異動等に伴う職員手当増	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	5,241
補正前	5,696

(後期高齢者医療事業)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	報 酬	給 料	職 員 手 当		
補正後	1	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前			3,251	1,990		5,241	1,146	6,387	
比較			3,802	1,894		5,696	1,246	6,942	
			△ 551	96		△ 455	△ 100	△ 555	
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正前			1,441	124			425		
比較			1,541	124			229		
			△ 100				196		
区分		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当				計
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正前									1,990
比較									1,894
									96

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料	△ 551	人事異動等に伴う職員給料減	
職員手当	96	人事異動等に伴う職員手当増	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	5,241
補正前	5,696

(後期高齢者医療事業)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給				与			合 計	備 考		
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計	共 済 費	超 勤 手 当	地 域 手 当			管 理 職 手 当	
補正後	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
補正前												
比較												
職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当			
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
	補正前											
比較												
職員手当 の内訳	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計			
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
	補正前											
比較												

議案第 56 号

令和8年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ189千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,768,649千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年5月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

職員の異動に伴う人件費の組替え等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第1号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 財産収入		955	874	1,829
	1 財産運用収入	955	874	1,829
7 繰入金		527,705	△685	527,020
	1 一般会計繰入金	458,869	△685	458,184
補正されなかった款項にかかると分		2,239,800		2,239,800
歳入	合計	2,768,460	189	2,768,649

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		79,660	△685	78,975
	1 総務管理費	58,773	△685	58,088
4 諸支出金		1,417	874	2,291
	2 基金費	960	874	1,834
補正されなかった款項にかかると分		2,687,383		2,687,383
歳出	合計	2,768,460	189	2,768,649

歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）

1. 総括表

(単位：千円)

(歳入)	款	補正前の額	補正額	計
	6 財産収入	955	874	1,829
	7 繰入金	527,705	△685	527,020
	補正されなかった款項にかかる分	2,239,800		2,239,800
	歳入合計	2,768,460	189	2,768,649

(単位：千円)

(歳出)	款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
					特 定 財 源	一般財源	
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
	1 総務費	79,660	△685	78,975			△685
	4 諸支出金	1,417	874	2,291			874
	補正されなかった款項にかかる分	2,687,383		2,687,383			
	歳出合計	2,768,460	189	2,768,649			189

1. 歳入

財産収入

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
6		財産収入	千円 955	千円 874	千円 1,829		千円	
	1	財産運用収入	955	874	1,829			
		1 利子及びひ配当金	955	874	1,829			
						1 利子及びひ配当金	874	介護保険事業基金預金利子
7		繰入金	527,705	△685	527,020			
	1	一般会計繰入金	458,869	△685	458,184			
		6 その他一般会計繰入金	79,508	△685	78,823			
						1 職員給与費等繰入金	△685	70,934-71,619
		歳入合計	2,768,460	189	2,768,649			

2. 歳出

総務費

補正第 1号

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
						特定財源					区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他	千円				
1		総務費	千円 79,660	千円 △685	千円 78,975	千円	千円 △685	千円	千円		千円		
	1	総務管理費	58,773	△685	58,088		△685						
		1 一般管理費	58,395	△685	57,710		△685						
										2 給料	△656	職員給	
										3 職員手当等	71	住居手当 通勤手当 超勤手当	
										4 共济費	△100	職員共济組合負担金	
4		諸支出金	1,417	874	2,291			874					
	2	基金費	960	874	1,834			874					
		1 介護保険事業基金費	960	874	1,834			874					
										24 積立金	874	介護保険事業基金積立金	
		歳出合計	2,768,460	189	2,768,649			189					

給 与 費 明 細 書

(介護保険事業)

2. 一 般 職 員 (1) 総 括

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職員手当	職員手当	住居手当	特殊勤務手当		超勤手当	地域手当
補正後	9	千円 15,260	千円 11,709	千円 13,863	千円 40,832	千円 8,344	千円 49,176			
補正前	9	15,260	12,365	13,792	41,417	8,444	49,861			
比較			△ 656	71	△ 585	△ 100	△ 685			
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当	
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前			11,159	787	94		1,823			
比較			11,159	731	294		1,608			
職員手当の内訳				56	△ 200		215			
区分		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当					計
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	13,863
補正前										13,792
比較										71

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	内 訳	備 考
給料	△ 656		人事異動等に伴う職員給料減	
職員手当	71		人事異動等に伴う職員手当増	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員 1 人当たり給与費の状況

区分	1 人当たり給与費 (千円)
補正後	6,317
補正前	6,512

(介護保険事業)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	超 勤 手 当		地 域 手 当	管 理 職 手 当
補正後	人 3	千円	千円 11,709	千円 7,241	千円 18,950	千円 4,067	千円 23,017			
補正前	3		12,365	7,170	19,535	4,167	23,702			
比較			△ 656	71	△ 585	△ 100	△ 685			
職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当	
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	補正前		5,109	215	94		1,823			
	比較		5,109	159	294		1,608			
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当		215		計	
	補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	補正前								7,241	
	比較								7,170	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料	△ 656	人事異動等に伴う職員給料減	
職員手当	71	人事異動等に伴う職員手当増	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	6,317
補正前	6,512

(介護保険事業)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給			与			共済費	合 計	備 考	
		報酬	給料	職員手当	計	住居手当	通勤手当			特別勤務手当	超勤手当
補正後	人 6	千円 15,260	千円	千円 6,622	千円 21,882	千円 4,277	千円 26,159				
補正前	6	15,260		6,622	21,882	4,277	26,159				
比較											
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特別勤務手当	超勤手当			地域手当	管理職手当
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円			千円	千円
補正前			6,050	572							
比較			6,050	572							
区分		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当						計
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円				千円
補正前											6,622
比較											6,622

議案第 57 号

令和8年度かつらぎ町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和8年度かつらぎ町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次のとおりとする。

第2条 令和8年度かつらぎ町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（1） 上水道の部

収入

（単位：千円）

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	285,803	△30	285,773
第2項 営業外収益	39,787	△30	39,757

支出

（単位：千円）

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	321,780	4,897	326,677
第1項 営業費用	290,021	4,897	294,918

（2） 簡易水道の部

支出

（単位：千円）

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	132,227	△39	132,188
第1項 営業費用	122,544	△39	122,505

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「96,293千円」を「96,323千円」に、過年度分損益勘定留保資金「76,983千円」を「75,383千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「9,310千円」を「10,940千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（1） 簡易水道の部

収入

（単位：千円）

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	104,113	17,900	122,013
第7項 企業債	64,600	17,900	82,500

支出

（単位：千円）

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	124,495	17,930	142,425
第1項 建設改良費	88,324	17,930	106,254

第4条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法
施設整備 事業	20,100	証書 借入	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、企 業財政その 他の都合に より、繰上 償還又は、 低利に借り 換えること ができる。	38,000	証書 借入	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、企 業財政その 他の都合に より、繰上 償還又は、 低利に借り 換えること ができる。

令和8年5月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

職員の異動に伴う人件費の組替え、建設改良費等の増額を予算措置いたしたい。

令和 8年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算総括表

(単位：千円)

款	既 決 予 定 額		補 正 額			計
	上水道の部	簡易水道の部	花園梁瀬簡易水道の部	上水道の部	簡易水道の部	
(収 益 的 収 入)						
1 水 道 事 業 収 益	285,803	120,422	4,189	△ 30	0	410,384
(資 本 的 収 入)						
1 資 本 的 収 入	53,359	104,113	852	0	17,900	176,224
収 入 合 計	339,162	224,535	5,041	△ 30	17,900	586,608
(収 益 的 支 出)						
1 水 道 事 業 費 用	321,780	132,227	6,204	4,897	△ 39	465,069
(資 本 的 支 出)						
1 資 本 的 支 出	149,652	124,495	1,554	0	17,930	293,631
支 出 合 計	471,432	256,722	7,758	4,897	17,891	758,700
収 支 差 引	△ 132,270	△ 32,187	△ 2,717	△ 4,927	9	△ 172,092

令和8年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第1号)
(上 水 道 の 部)

1. 総括 (収入) (単位:千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	
			補正予定額	計
(収益的収入)				
1 水道事業収益	285,803	△ 30		285,773
(資本的収入)				
1 資本的収入	53,359	0		53,359
収入合計	339,162	△ 30		339,132

1. 総括 (支出) (単位:千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	補正予算額の財源内訳		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
(収益的支出)						
1 水道事業費用	321,780	4,897	326,677		△ 30	4,927
(資本的支出)						
1 資本的支出	149,652	0	149,652			
支出合計	471,432	4,897	476,329		△ 30	4,927

2. 収入 (収益的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	水道事業収益	千円 285,803 △	千円 30	千円 285,773		千円	
2	営業外収益	39,787 △	30	39,757			
	3 繰入金	410 △	30	380			
					1 一般会計 繰入金	△	30 児童手当繰入金
	収入合計	285,803 △	30	285,773			

3. 支出 (収益的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
					国県支出金	特定地方債	財源	その他		区分	金額	
1	水道事業費用	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			千円	
		321,780	4,897	326,677	△	30	4,927					
	営業費用	290,021	4,897	294,918	△	30	4,927					
	4 総係費	71,756	4,897	76,653	△	30	4,927					
									1 給料	2,160	職員給	
									2 手当	1,574	扶養手当 期末勤勉手当 通勤手当 超勤手当 児童手当	△ 60 250 113 1,301 30
									6 法定福利費	1,012	共済組合負担金	
									9 退職手当負担金	151	退職手当負担金	
	支出合計	321,780	4,897	326,677	△	30	4,927					

令和8年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第1号)

(簡易水道の部)

1. 総括 (収入)

(単位:千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	
			補正予定額	計
(収益的収入)				
1 水道事業収益	120,422	0		120,422
(資本的収入)				
1 資本的収入	104,113	17,900		122,013
収入合計	224,535	17,900		242,435

1. 総括 (支出)

(単位:千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(収益的支出)							
1 水道事業費用	132,227	△ 39	132,188			△ 39	
(資本的支出)							
1 資本的支出	124,495	17,930	142,425	17,900		30	
支出合計	256,722	17,891	274,613	17,900		△ 9	

3. 支出 (収益的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
					国県支出金	特定地方債	その他	金額		区分		
											千円	
1	水道事業費用	千円 132,227 △	千円 39	千円 132,188	千円		千円	千円 39			千円	
	営業費用	122,544 △	39	122,505			△	39				
	4 総係費	13,688 △	39	13,649			△	39	1 給料	164	職員給	
									2 手当	△	226	期末勤勉手当 超勤手当 休日手当 管理職手当
									6 法定福利費	11	11	共済組合負担金
									9 退職手当負担金	12	12	退職手当負担金
	支出合計	132,227 △	39	132,188			△	39				

4. 収入 (資本的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	資本的収入	千円 104,113	千円 17,900	千円 122,013		千円	
	企業債	64,600	17,900	82,500			
7	1 建設改良のため の企業債	64,600	17,900	82,500	1 建設改良 のための 企業債		見好東部簡易水道遠隔監視装置更新事業
	収入合計	104,113	17,900	122,013			

5. 支出 (資本的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
					国県支出金	特定地方債	その他	金額		区分	金額	
1	資本的支出	千円 124,495	千円 17,930	千円 142,425	千円		千円	千円			千円	
	建設改良費	88,324	17,930	106,254		17,900		30				
	3 改良更新費	38,200	17,930	56,130		17,900		30	23 工事請負費	17,930	見好 東部簡易水道遠隔監視装置更新 工事	
	支出合計	124,495	17,930	142,425		17,900		30				

給 与 費 明 細 書

(1) 総 括

(水道事業)
(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	13	9 (0)	199	33,609	20,625	54,433	12,322	66,755
資本勘定支弁職員								
合計	13	9 (0)	199	33,609	20,625	54,433	12,322	66,755
補正前	13	8 (0)	199	31,285	19,277	50,761	11,299	62,060
資本勘定支弁職員								
合計	13	8 (0)	199	31,285	19,277	50,761	11,299	62,060
比較								
損益勘定支弁職員		1		2,324	1,348	3,672	1,023	4,695
資本勘定支弁職員								
合計		1		2,324	1,348	3,672	1,023	4,695

区 分	扶 養 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当
補正後	528	13,790	361		4,814	12	180	
補正前	588	13,409	248		4,049	13		
比較	△60	381	113		765	△1	180	
区 分	徴 収 手 当							合 計
補正後		710		230				20,625
補正前		710		260				19,277
比較				△30				1,348

職員1人当たり給与費の状況(特別職、会計年度任用職員を除く)

区 分	1人当たり給与費(千円)
補正後	6,785
補正前	7,304

※ () 内は、短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)について示している。

給 与 費 明 細 書

ア 会計年度任用職員以外の職員

(水道事業)

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費			法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当		
損益勘定支弁職員	13	7 (0)	199	28,903	18,590	10,998	58,690
資本勘定支弁職員							
合 計	13	7 (0)	199	28,903	18,590	10,998	58,690
損益勘定支弁職員	13	6 (0)	199	26,579	17,242	9,975	53,995
資本勘定支弁職員							
合 計	13	6 (0)	199	26,579	17,242	9,975	53,995
損益勘定支弁職員		1		2,324	1,348	1,023	4,695
資本勘定支弁職員							
合 計		1		2,324	1,348	1,023	4,695

区 分	扶 養 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	合 計
補正後	528	11,883	272		4,775	12	180		
補正前	588	11,502	159		4,010	13			
比 較	△60	381	113		765	△1	180		
区 分	徴 収 手 当	緊 急 連 絡 手 当	特 別 管 理 職 員 勤 務 手 当	児 童 手 当					
補正後		710		230					18,590
補正前		710		260					17,242
比 較				△30					1,348

職員1人当たり給与費の状況 (特別職を除く)

区 分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	6,785
補正前	7,304

給 与 費 明 細 書

イ 会計年度任用職員

(水道事業)
(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
損益勘定支弁職員		2 (0)		4,706	2,035	6,741	1,324	8,065
資本勘定支弁職員								
合 計		2 (0)		4,706	2,035	6,741	1,324	8,065
損益勘定支弁職員		2 (0)		4,706	2,035	6,741	1,324	8,065
資本勘定支弁職員								
合 計		2 (0)		4,706	2,035	6,741	1,324	8,065
損益勘定支弁職員								
資本勘定支弁職員								
合 計								

区 分	扶 養 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	手 当 計
補正後		1,907	89			39			
補正前		1,907	89			39			
比 較									
区 分	徴 収 手 当	緊 急 連 絡 機 待 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	児 童 手 当			合 計		
補正後								2,035	
補正前									2,035
比 較									

議案第 58 号

令和8年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和8年度かつらぎ町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次のとおりとする。

第2条 令和8年度かつらぎ町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入		(単位：千円)		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	下水道事業収益	435,040	2,187	437,227
第2項	営業外収益	281,367	2,187	283,554
支出		(単位：千円)		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	下水道事業費用	457,654	1,887	459,541
第1項	営業費用	423,974	1,887	425,861

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「97,194千円」を「97,494千円」に、当年度分損益勘定留保資金「87,834千円」を「88,134千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入		(単位：千円)		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	259,307	△300	259,007
第5項	企業債	192,200	△300	191,900

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法
資本費平準 化債	118,300	証書 借入	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、企 業財政その 他の都合に より、繰上 償還又は、 低利に借り 換えること ができる。	118,000	証書 借入	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、企 業財政その 他の都合に より、繰上 償還又は、 低利に借り 換えること ができる。

令和8年5月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

職員の異動に伴う人件費の組替え、建設改良費等企業債の発行可能額の減額等を予算措置いたしたい。

令和 8年度 かつらぎ町下水道事業会計収入支出補正予算総括表

(単位：千円)

款	既 決 予 定 額	補 正 額	計
(収 益 の 収 入)			
1 下 水 道 事 業 収 益	435,040	2,187	437,227
(資 本 の 収 入)			
1 資 本 の 収 入	259,307 △	300	259,007
収 入 合 計	694,347	1,887	696,234
(収 益 の 支 出)			
1 下 水 道 事 業 費 用	457,654	1,887	459,541
(資 本 の 支 出)			
1 資 本 の 支 出	356,501	0	356,501
支 出 合 計	814,155	1,887	816,042
収 支 差 引	119,808 △	0 △	119,808

令和8年度 かつらぎ町下水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括 (収入)

(単位:千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	
			補正予定額	計
(収益的収入)				
1 下水道事業収益	435,040	2,187	437,227	437,227
(資本的収入)				
1 資本的収入	259,307	△ 300	259,007	259,007
収入合計	694,347	1,887	696,234	696,234

1. 総括 (支出)

(単位:千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(収益的支出)							
1 下水道事業費用	457,654	1,887	459,541		2,187	△ 300	
(資本的支出)							
1 資本的支出	356,501	0	356,501	△ 300		300	
支出合計	814,155	1,887	816,042	△ 300	2,187		

2. 収入 (収益的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	下水道事業収益	千円 435,040	千円 2,187	千円 437,227		千円	
	営業外収益	281,367	2,187	283,554			
2	2 他会計補助金	128,578	2,187	130,765	1 一般会計補助金		一般会計繰入金
	収入合計	435,040	2,187	437,227			

3. 支出 (収益的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
					国県支出金	特定地方債	その他	金額		区分	金額	
1	下水道事業費用	千円 457,654	千円 1,887	千円 459,541	千円	千円	千円	千円			千円	
		423,974	1,887	425,861		2,187△	300	300				
	2 総係費	45,227	1,887	47,114		2,187△	300					
									1 給料	123	職員給	
									2 手当	1,053	扶養手当 期末勤勉手当 超勤手当 児童手当	294 113 406 240
									6 法定福利費	702	職員共済組合負担金	
									9 退職手当負担金	9	退職手当負担金	
	支出合計	457,654	1,887	459,541		2,187△	300					

4. 収入 (資本的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	資本的収入	千円 259,307 △	千円 300	千円 259,007		千円	
	5 企業債	192,200 △	300	191,900			
	1 建設改良費等 企業債	192,200 △	300	191,900	2 資本費平準化債	△ 300	資本費平準化債
	収入合計	259,307 △	300	259,007			

給 与 費 明 細 書

(下水道事業)

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
損益勘定支弁職員	6	4 (0)	46	17,454	11,959	29,459	6,835	36,294
資本勘定支弁職員								
合 計	6	4 (0)	46	17,454	11,959	29,459	6,835	36,294
損益勘定支弁職員	6	4 (0)	46	17,331	10,906	28,283	6,133	34,416
資本勘定支弁職員								
合 計	6	4 (0)	46	17,331	10,906	28,283	6,133	34,416
損益勘定支弁職員				123	1,053	1,176	702	1,878
資本勘定支弁職員								
合 計				123	1,053	1,176	702	1,878

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 勤 働 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当
補正後		900	7,716	307		1,944		480	
補正前		606	7,603	307		1,538		480	
比 較		294	113			406			
区 分			管理職員 特別勤務手当						合 計
補正後			12	600					11,959
補正前			12	360					10,906
比 較				240					1,053

職員 1 人当たり給与費の状況 (特別職、会計年度任用職員を除く)

区分	1 人当たり給与費 (千円)
補正後	8,453
補正前	8,061

※ () 内は、短時間勤務職員 (地方公務員法 (昭和 25 年法律第 26 1 号) 第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。) について示している。

(下水道事業)

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数(人)		給与			法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	手当		
損益勘定支弁職員	6	3 (0)	46	14,615	10,743	6,034	31,438
資本勘定支弁職員							
合計	6	3 (0)	46	14,615	10,743	6,034	31,438
損益勘定支弁職員	6	3 (0)	46	14,492	9,690	5,332	29,560
資本勘定支弁職員							
合計	6	3 (0)	46	14,492	9,690	5,332	29,560
損益勘定支弁職員				123	1,053	702	1,878
資本勘定支弁職員							
合計				123	1,053	702	1,878

区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	超勤手当	休日勤務手当	管理職手当	地域手当
補正後	900	6,565	266		1,920		480	
補正前	606	6,452	266		1,514		480	
比較	294	113			406			
区分	徴収手当	管理職員 特別勤務手当	児童手当					合計
補正後		12	600					10,743
補正前		12	360					9,690
比較			240					1,053

職員1人当たり給与費の状況(特別職を除く)

区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	8,453
補正前	8,061

(下水道事業)

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区	区分	職員数(人)		給				費			法定福利費	合計
		特別職	一般職	報酬	給料	手当	手当	計				
補正後	損益勘定支弁職員		1 (0)		2,839	1,216		4,055	801		4,856	
	資本勘定支弁職員											
	合計		1 (0)		2,839	1,216		4,055	801		4,856	
補正前	損益勘定支弁職員		1 (0)		2,839	1,216		4,055	801		4,856	
	資本勘定支弁職員											
	合計		1 (0)		2,839	1,216		4,055	801		4,856	
比較	損益勘定支弁職員											
	資本勘定支弁職員											
	合計											

区分	手当	扶養手当	期未勤勉手当	通勤手当	住居手当	超勤手当	出勤手当	休日勤務手当	管理職手当	地域手当
補正後			1,151	41			24			
補正前			1,151	41			24			
比較										
区分	徴収手当		管理職員特別勤務手当	児童手当						合計
補正後										1,216
補正前										1,216
比較										

